

監査結果公表第 27－19 号

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第 9 項及び八尾市監査委員条例第 8 条の規定により公表します。

平成 28 年 3 月 31 日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	康 子
同	小 湊	雅 子
同	土井田	隆 行
同	吉 村	和三治

記

1 財政援助団体等監査

公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター、八尾モール株式会社、
一般社団法人八尾市観光協会、八尾河内音頭まつり振興会、公益財団法人八尾市清協公社

2 監査の結果

別紙のとおり

3 問合せ先

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

4 その他

監査結果については、市役所 3 階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 村松広昭様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	土井田隆行
同	吉村和三治

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成27年11月24日から平成28年2月29日まで

2 監査の対象団体

公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター、八尾モール株式会社、
一般社団法人八尾市観光協会、八尾河内音頭まつり振興会、公益財団法人八尾市清協公社

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 出納事務等

監査の範囲 原則平成26年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

八尾市からの出資金、補助金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

出納及び出納に関する事務について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【公益財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター】

本法人は、勤労者の福祉増進と中小企業の振興に資するため平成元年に設立され、平成 25 年 4 月に公益財団法人へ移行している。設立以来、市内中小企業の事業主、勤労者及びその家族を対象に福利厚生事業の提供を行ってきたものであり、平成 26 年度末での会員事業所数が 222 事業所、会員数が 1,669 人となっている。

今後とも、自立的な運営を行うとともに、効率的な運営に努め、勤労者等の福祉の向上に努められたい。

【八尾モール株式会社】

本法人は、昭和 49 年 8 月に近鉄八尾駅高架下の周辺地域における商業集積地の活性化等を目的として設立された。八尾市は、市内の商店街活性化等、商業振興のために公共的な性格を持つことが必要であるとして、発行株式総数の半数に当たる 1 万株を所有している。

現在は、66 店舗の賃貸事業を主として行い、平成 27 年 9 月 30 日現在のテナントの稼働状況は 57 店舗となっている。

営業成績については、第 40 期（平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）は、空き店舗数の増加に伴う営業損失を計上し、平成 26 年度における配当金の支払いはなかったが、第 41 期（平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日）は、役員報酬の廃止等により、前期に比べ営業利益が増加し、経常利益を計上した。平成 27 年度においては、配当金が支払われている。

第 41 期においても空き店舗数は 1 店舗増え、増加傾向は続いていることから、今後も空き店舗数の減少を図り、経営の健全化に努めるとともに、八尾市内の商店街活性化及び商業活性化に尽力されることを望むものである。

(単位：円)

	第 37 期 (H22.10.1～H23.9.30)	第 38 期 (H23.10.1～H24.9.30)	第 39 期 (H24.10.1～H25.9.30)	第 40 期 (H25.10.1～H26.9.30)	第 41 期 (H26.10.1～H27.9.30)
売 上 総 利 益	289,538,330	287,295,767	260,372,647	225,465,945	252,589,719
販 売 費 等	269,179,787	264,842,694	257,414,145	258,959,438	244,561,004
経 常 利 益	35,808,117	32,675,667	9,273,590	△17,846,465	13,823,845
当 期 純 利 益	24,920,028	20,948,306	7,108,733	1,234,381	13,548,663
資 産	1,138,162,463	1,155,566,964	846,472,934	855,440,610	774,231,752
負 債	730,202,515	728,658,710	414,455,947	424,189,242	329,431,721
純 資 産	407,959,948	426,908,254	432,016,987	431,251,368	444,800,031

【一般社団法人八尾市観光協会】

本法人は、八尾市及びその周辺地域の観光に関する事業を市民、事業者、団体、行政が協働して推進するため、平成 25 年 11 月 1 日に一般社団法人として設立された。

平成 26 年度決算については、歳入合計が 3,643 万 2,118 円、歳出合計が 3,471 万 4,039 円で、収支差額の 171 万 8,079 円は平成 27 年度に繰り越された。歳入の内訳は、市補助金収入が 3,063 万 2,311 円、市受託金収入が 408 万円、会費収入が 89 万 7,000 円、その他広告料収入等が 82 万 2,807 円であり、歳出の内訳は、事業計画で定めた魅力満載グラフ誌や柏原市と共同での広域観光情報誌発行、大坂の陣 400 年祭関連、八尾のブランド品選定、ホームページ管理等の事業費が 1,748 万 9,864 円、職員等 4 人分の人件費等の管理費が 1,722 万 4,175 円であった。

今後とも、様々な地域資源を活用して、訪れる人にも住む人にも魅力あるまちであることを発信し、賑わいと交流を創造する活動に努められたい。

1 規則等の点検及び改正等について

平成 25 年 11 月 28 日施行の就業規則、職員の給与等に関する規則、臨時職員の雇用に関する要綱、非常勤嘱託職員の報酬等に関する要綱、会費に関する規則、公印規則に不備が見受けられるので、事務局の組織及び運営に関する規則等の点検を行うとともに必要な改正等を行われたい。

2 労働契約について

理事長から職員へ交付された任用通知書には、記載された任用期間や勤務条件等に対して住所、氏名の自署と捺印があるものの、報酬等のうち手当についての記載が不十分であるため、適切な内容を記載した労働契約の締結を検討されたい。

【八尾河内音頭まつり振興会】

本会は、全市民が参加する行事「八尾河内音頭まつり」を開催し、市民の親睦と郷土愛の育成を図り、八尾市の振興発展を期することを目的としており、昭和 52 年 4 月 23 日に設立された八尾まつり振興会を承継している。

平成 26 年度決算については、歳入合計が 2,431 万 9,121 円、歳出合計が 2,408 万 1,634 円で、収支差額の 23 万 7,487 円は平成 27 年度に繰り越された。歳入の内訳は、市補助金が 1,600 万円、企業・団体の協賛金が 608 万 800 円、出店料やTシャツ販売等の事業収入が 113 万 2,168 円、雑収入が 4 万 2,436 円、前年度繰越金が 106 万 3,717 円であり、歳出の内訳は、設備費や広告宣伝費等の事業費が 2,366 万 4,330 円、事務費等が 41 万 7,304 円であった。

今後とも、本会規約の目的等に基づいた運営に努められたい。

【公益財団法人八尾市清協公社】

本法人は、し尿収集事業等の公共性を確保し、能率的な運営を推進することにより住民の生活環境を清潔に保ち、公衆衛生の向上に寄与することを目的として、昭和 50 年 8 月に設立され、平成 25 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行している。

設立以来、し尿収集運搬業務等を市から受託しているが、今後とも公衆衛生向上のために引き続き効率的な事業運営に努められたい。

1 文書事務について

伺書において、決裁年月日等が記入されていないので、適正な事務処理に改められたい。